

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7955) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2010)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	秩序保持のための入場禁止その他適当な措置
概要	市場の秩序の保持等を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し、入場の禁止その他適当な措置をとることがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第75条第2項（昭和46年条例第40号） ( <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
処分基準	◎次のいずれかに該当する者に対し、入場の禁止その他適当な措置をとることがあります。 (1) 暴行、脅迫その他市場の秩序を乱す行為をした者 (2) 秩序又は風俗を害するおそれがあるもの (3) その他市場業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる者
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html">https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html</a>
備考	—